

山形県教育旅行助成制度のご案内



新たに山形県内で宿泊を伴う教育旅行を催行する
旅行事業者に対して助成金を交付します

助成金交付の目的

山形県教育旅行誘致協議会では、山形県内教育旅行を促進するため、新たに山形県内で宿泊を伴う修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等（学校行事の一環として行われるもの）を催行する旅行事業者等に対し助成金を交付いたします。

交付要件について

- (1) 東日本大震災以降初めて企画される山形県以外を発地とし、山形県内での宿泊を伴う教育旅行であること。（インバウンドを含む）
- (2) その他、山形県教育旅行誘致協議会長が特に認める教育旅行であること。

交付額について

実際に催行された教育旅行に対し、貸切バス1台（20人以上利用）あたり40,000円を基本額とし、1団体あたり300,000円を上限とします。
併せて、生徒1人あたり2,000円を助成します。なお、1旅行事業者等あたり原則として1,500,000円を上限とします。

(例) 生徒100名での実施の場合（バス3台利用）
貸切バス助成 @40,000円 × 3台 = 120,000円
生徒助成 @2,000円 × 100名 = 200,000円
合計 320,000円 助成

教育旅行誘致促進助成金については山形県教育旅行誘致協議会へお問い合わせください

[TEL] 023-647-2333 [FAX] 023-646-6333

[E-Mail] manabi@yamagatakanko.com

山形県教育旅行誘致協議会 〒990-8580 山形市城南町1-1-1 舞城セントラル1階（公社）山形県観光物産協会【担当】大津・梅津

新たに山形県内で宿泊を伴う教育旅行を催行する
旅行事業者等に対し、助成金を交付しております。

（バス助成＋生徒助成）

助成金をご活用いただくことで、さらに付加価値が
高い旅行の実施が可能となります。

▶ 体験プログラムのさらなる充実

▶ グレードアップした旅行の実施

▶ 探究型・SDGs等の深掘りによる高い学習効果

▶ 感染症対策に係る貸切バス増車等への対応 など

助成金の活用により、

「質の高い“ほんもの体験”」「安心して安全な旅行」

「学習効果の高い旅行」等可能性が広がります！